最近のトピックス

新潟大学歯学部における 卒前・卒後臨床教育の現状と展望 Current state and prospect of clinical education In Niigata University, School of Dentistry

> 歯科総合診療部 藤井 規孝,魚島 勝美 Niigata University Medical and Dental Hospital General Dentistry and Clinical Education Unit Noritaka Fujii, Katsumi Uoshima

新潟大学 医歯学総合病院

1.はじめに

平成 18 年度から実施される歯科医師臨床研修必修化 を目前に控え, 歯学部卒直後の歯科医師が有する臨床能 力に益々注目が集まっている。早くから臨床能力に関す る議論が盛んで,法改正を含むシステム改善が進んでき た医科とは異なり,歯科では1996年になってやっと歯 科医師法が改正され,努力義務として1年以上の臨床研 修が法制化された。さらに 2000 年の改正により,前述 の臨床研修必修化が定められることとなった。歯科は医 科に比較して法整備上スタート時点で28年遅れていた にも関わらず,制度開始に際してはその差はわずか2年 に縮まったといえる。これを"ようやく歯科が医科に追 いついた"と考えるか,あるいは"歯科は医科に対して 準備期間が短過ぎる"と捉えるかについては議論の分か れるところであるが,現場を受け持つ我々としては,医 科における進行状況を参考にできるという利点がある反 面,歯科特有の事情に対する配慮がないままに機械的 に準備が進んでしまうといった問題点があると感じてい る。

厚生労働省は今回のように歯科医師法や医療法改正を含む改革は50年に一度の規模のものであるとの見方を示している。歯科医師臨床研修必修化を中心とする歯科臨床教育の流れは教員や職員の努力は言うまでもなく,開業医や病院歯科の先生方,さらには地方行政,行政管轄施設等を巻き込み,これらの方々の協力なしには乗り切れないほどの大きな転換期にさしかかっていることは否めない。

歯科総合診療部は学生の臨床実習と研修医の臨床研修 を統括する立場にある。本稿では本学においてどのよう な卒前臨床実習,卒後臨床研修が行われているかを再度確認し,これからの歯科臨床教育に対する本学の展望について述べる。

2.新大歯学部における卒前臨床実習

本学が歯学部6年生に対して行っている臨床実習の最大の特色は,実際に学生が患者様の治療を担当し,歯科医療を実地に学ぶという形式を取っていることである。保険制度上,治療費の面でご協力いただける方々に便宜を図ることができない日本においては患者様の確保が非常に難しく,このような実習を実施している大学は非常に少ない。

従来医師免許,歯科医師免許を持たない学生による 診療行為の違法性が大きく取り上げられることはなかっ た。しかしながら,クリニカルクラークシップと称して 実地の臨床実習を推進している医科では,先ずこの違法 性の阻却が行われ,次第に学生による実習が浸透しつつ あるかに見える。一方,医科にやや遅れて歯科でも学生 実習の違法性阻却が行われはしたものの,患者様の確保 や治療の質の保証,教員の負担など多くの問題を孕む歯 科臨床教育では,次第に臨床実習の実施が困難になって いるのが現実である。この様な状況にあって,本学の歯 科臨床教育は他に比較して格段に優位にあることは間違 いない。

社会情勢の変化など、様々な事情から、年々臨床実習に協力して頂ける患者様の数が減少していることは事実であり、このことについては何らかの対策が必要である。そこで、本学では平成15年度に興地隆史前歯科総合診療部長を中心とした臨床実習管理・運営体制ワーキンググループによって提言された主治医インストラクター制度を導入している。主治医インストラクター制度とは、臨床実習に協力して頂けるすべての患者様に対して教員またはこれに順ずる担当医を定め、学生は担当医と連携しながら実際の治療にあたるというものである。つまり、各患者様の担当医はあくまでも教員であり、実際の診療は学生が担当させていただくということである。

従来,臨床実習はいわゆる「1口腔単位」で行われてきた。ところが,患者様の高齢化と数の減少により,必ずしも1学生の臨床実習期間に治療が終了しないことが圧倒的に多くなり,その意義が薄れてきている。そこで主治医インストラクター制によって,必ずしも1口腔単位の実習に固執することなく,臨機応変かつ混乱を招くことなく症例単位で学生に診療を担当させることが可能

となる。歯科医療のあり方を考えるとき,1人の患者様を総合的に治療することが重要であることは事実であるが,現実的に実習期間内での実施が困難になっている以上,いわゆるケース制を考えざるを得ないのも事実である。ケース制を効果的に実施するためには,主治医インストラクター制が非常に有効であると考えている。

その他にも主治医インストラクター制の利点には,主治医が学生による臨床実習の現場を十分理解しながら指導できる点,臨床実習にご協力いただいている患者様の治療計画や治療方針についても混乱することなく対処できる点,学生の経験不足をインストラクターが補うことにより,学生が個々の処置を確実に体得できるようになる点など,優れた点が多い。しかしながら,教員側には患者様の担当医となることで一層の負担がかかることなど,各種問題点があることにも注意すべきである。

3.新大歯学部における卒後臨床研修

本学の研修医には新潟大学歯学部出身者が比較的多いが,これまでに日本歯科大学新潟歯学部や昭和大学,明海大学,鶴見大学,愛知学院大学,岩手医科大学などいくつかの私立大学出身者も本学での臨床研修を修了している。現在の臨床研修期間は二年であり,研修医はそれぞれが希望する専門診療科を選択して入局することができる。研修一年目には当部(歯科総合診療部)において総合歯科診療研修を行い,二年目には各自が選択した診療室において専門的な研修を行うこととしている。歯科医師臨床研修必修化後には研修期間が一年になるが,ここでは現在行われている本学臨床研修の実態を紹介する。

前述の如く学生実習のケース制移行に伴い,学生実習における診療計画立案能力育成の機会が減っていることから,これに関する研修が非常に重要である。当部ではこの診療計画立案能力の育成を最重点課題と位置付け,研修を行っている。

一年目の当部における臨床研修では、研修医二名でペアを作り、診療にはこのペアで臨むことを原則としている。ペア診療のねらいは、研修医が診療する際に介助者を確実に確保することだけではなく、お互いの治療手順や処置に対する予後を観察することによって一人で治療を行った場合に比較して二倍あるいはそれ以上の経験を積むことにある。さらに、本学出身者と他大学出身者の間で見られる卒業時点での習得技術の違いを、ペアの組み方でうまくコントロールできるというメリットもある。

当然ではあるが,学生と異なり研修医は担当患者様の 治療方針策定や診療計画立案を自分で行い,治療も自ら が責任をもって行うことになる。ただし,学生同様,研 修医についても経験不足を補うインストラクターの存在が必要不可欠となる。現在は当部に所属する教員五名がこの役割を担っている。インストラクターはそれぞれの専門性にとらわれず歯科治療一般に関する指導をすることになる。また,個々の研修医には特定の指導教員を割り振っており,研修医は,自分が担当する患者様の治療全般に関する相談,確認をそれぞれの指導教員と行うことになる。指導医による個別の指導に加えて,指導医および研修医全員による症例検討会,報告会を週1回開催し,研修医による診療の質の向上と研修の充実を図っている。

4.将来の展望

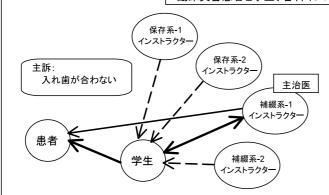
学生の臨床実習における主治医インストラクター制導入の意図は,従来,最も重視されてきた一口腔単位の治療から,確実に臨床技術を身につけるためのケース制へと緩やかに変換することである。ご協力いただける患者様の数が漸減している昨今,理想の追求にとどまらず,現実的に最も有効な実習形態を追求すべきだと考えるからである。ただし,そのためには主治医となるインストラクターの更なる意識改革も必須である。今後は当部が中心となって教員の理解と協力が得られるよう努力しなければならない。

さらに,主治医インストラクター制度が確実に運用されれば,患者様にとっても臨床実習にご協力頂く際の安心感は格段に増加すると思われる。その結果,ご協力いただける患者様の数も増加する可能性はあるのではないだろうか。

一方,現在でも歯科医師免許を持つ研修医による治療に対しては患者様の理解が得られやすい。しかしながら,ここでも患者様の高齢化等により難しい治療が多くなっていることも事実である。今後は患者様に極力ご迷惑をかけないためにも,治療の難易度の見極めが重要になると思われる。歯科総合診療部の診療のひとつの大きな柱はプライマリーケアである。今後は病院内の各診療科,診療室との連携の下,プライマリーケアと専門診療の区別を明確にすることにより,さらに効率的な臨床研修が行えるものと思う。

ケース制により個々の診療技術や態度面での学習効果を期待する臨床実習から,1口腔単位で適切な総合診療を提供できるようになることを目標とする臨床研修への一貫性を考えるとき,今後のあり方次第では新潟大学の歯科医師臨床研修修了歯科医が高いレベルの臨床技能を修得できる可能性は非常に高い。さらには,1年間の臨床研修修了後に専門医養成コース(いわゆる後期研修)の設定が実現するよう,各方面にも積極的に働きかけていきたいと考えている。

臨床実習患者と学生、各科インストラクターの関係



主訴に最も関連の深い診療科のインストラクターが主治医となる。学生は主治医と治療方針、計画について相談し、治療手順を決定する。

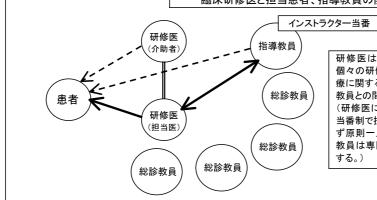
主治医以外のインストラクターは必要が生じた際にそれぞれの担当する処置内容について学生の指導(あるいは直接処置)を行う。

保存系-1: 齲蝕、根管治療担当 保存系-2: 歯周治療担当

補綴系-1: 義歯担当

補綴系-2: クラウン・ブリッジ担当

臨床研修医と担当患者、指導教員の関係



研修医は自分のペアを同伴して診療に臨む。 個々の研修医には特定の指導教員が存在し、治療に関する相談、確認はすべてそれぞれの指導 教員との間で行う。

(研修医に対するインストラクターは総診教員が 当番制で担当しているため、処置の内容に関わらず原則一人となる。インストラクター当番の総診 教員は専門性に関係なく、研修医の処置を確認 する。)